

独立行政法人水産総合研究センター契約監視委員会（第2回）議事概要

1. 日 時 平成22年2月17日（水）13:00～17:00

2. 場 所 キーンズタワーB棟7階G会議室（神奈川県横浜市西区みなとみらい）

3. 出席者

委員長	細井 和昭	公認会計士
委員	蒲池 孝一	公認会計士
委員	鈴木 満	弁護士
委員	増田 隆	（株）神奈川新聞社・常務取締役
委員	齋藤 彰範	（独）水産総合研究センター監事
委員	藤池 淳	（独）水産総合研究センター監事

水産総合研究センター事務局

4. 議事内容

（1）委員長職務代行の選出

独立行政法人水産総合研究センター契約監視委員会設置運営要領第2条第4項に基づき、委員長に事故あるときの職務代行として鈴木委員が指名された。

（2）事務局より提出した資料に基づいて説明が行われた後、質疑応答が行われ、農林水産省へ提出する「契約状況の点検・見直し」の結果については、委員長一任とされた。

委員から出された主な意見は、次のとおり。

- ・ 国の契約における一者応札については、総務省の指示で、全てアンケートをとって原因を調べるよう指示が来ている。独法もそのような指示が今後、来るのではないか。
- ・ 前回の議論でもあったように一者応札については原因究明が先であり、その原因に応じた対応等を提示すべきである。
- ・ 契約担当者は努力のしがいがある仕事で、努力の結果、契約金額が減額された事例がある。熱意がベースになくてはならない。
- ・ 外国雑誌購入について、同じ雑誌を継続購入したものだけで比較すると正確なデータができる。
- ・ 保守業務・消耗品について、ロックインされた物は、他社製品で対応が可能にはならないのではないか。一般競争入札への移行については、「他社製品でも対応が可能な場合には」などの限定を入れるべきではないか。
- ・ 一者応札については、原因の追求が第一だと思う。A県で調査した時の一者応札の事例は、そのほとんどが、山間僻地の森林整備とか、不便なところの話であり、一般競争入札にするだけで解決する問題ではなかった。入札メリットがなければ誰も入札しない。
- ・ B市の例で、保育園の保守とガードマンについて、10の保育園について3年か5年契約にしたら落札率が3割になった例があった。ある程度まとめると魅力が増す。
- ・ 電算システムの設計は、検討するのに10営業日では対応できない。案件によっ

て、それに応じた十分な公示・公告期間が必要である。

- ・ 基本基幹システムは、著作権の問題にも配慮しつつ、情報公開は適切に行うこと。
- ・ 適切な入札契約体制を整えるということは、結局、内部統制である。担当者が一人でやるのではなく、必ず誰かが見る仕組みを作り上げていくことが重要。これからの課題であるが、そういう仕組みが出来上がっていれば、当委員会としても安心である。
- ・ 入札において、プロポーザルが大変重要である。入札に参加させてやるのではなく、参加していただくという姿勢が出るとよい。
- ・ 全部、一律に一般競争入札に移行すればいいということにはならない。他社製品でも対応が可能かどうか確認の上、一般競争入札とすべき。
- ・ 水研センターは、地域、ローカルなところに展開しており、ケースによってはまとめることによって、逆に入札者がいなくなる場合もありうる。
- ・ 随意契約がかなり残るのは、水研センターの特殊性だと感じた。契約の相手として地方公共団体が多く、そもそも競争性云々の話でないものが多い。「随意契約等見直し計画」には、その旨記述した方がよい。
- ・ 会計法の制約がないのであれば、もっと複数年契約を臨機応変にやるべきである。
- ・ 工事の場合には、国も地方も、一定金額以上の場合には、工事費の内訳書を出させることになっている。例えば、「1千万円以上」とか、工事以外のものについても内訳書を取るようにしたらどうか。業者が不適切なことをすれば、それぞれの入札業者の見積りの内訳書をとると、みな、同じ傾向を示す。今日提示された資料だけでは不適切であったかどうか十分な審議ができない。
- ・ 契約を決めるに当たって、内部の審査委員会など水研センターとしての手続きがあり、マニュアル化して、その通りやってきたという記録が必要である。
- ・ 追加の点検依頼は、指示された点検項目について確認し、その点検項目ごとに適正であれば、委員会として適正であったということではないか。そのような点検をするに当たっては、今日の資料だけでは分かりにくいということではないか。